

田中九右衛門翁談話筆記

ここに紹介する「田中九右衛門翁談話筆記」は、主に幕末維新期の江戸（東京）両替店および三井組御用所の日常業務と店員生活について、その体験の記憶を語った筆録である。

三井文庫に遺された田中九右衛門の談話筆記は二冊ある。一つは明治四〇年四月二六日に、もう一つは大正四年六月二八日と七月一日の両日にわたって聴取したものである。共に三井文庫の前身である三井家編纂室（明治三六年一〇月設立）が、家史編纂の参考とするために行なった聴取りで、聴き手は、前者が遠藤佐々喜、斎藤隆三の二名（ともに明治四〇年一月に編纂室員に就任）、後者は編纂室主任岡百世、および遠藤、斎藤の三名である。これらの二度の談話聴取は、いずれも墨筆で淨書後、両替業史の担当者であった遠藤によって補記、訂正が加えられ、それぞれには参考資料として田中九右衛門自筆の覚書が添えられている。いまことに印行するのは、二度目の分である。それは前者が紙数二三十

で、内容的に後者と重複するところが多いこと、後者は紙数五丁半あり、單に分量が多いばかりでなく、項目ごとに内容が整理され、かつ実務の全体を満遍なく捉えていること等を考慮しためである。しかし前者にも後者に収録されていない内容、あるいはより詳しい個所があるので、それらを末尾に△補足▽として補載することにした。

談話者の田中九右衛門は、三井銀行員として勤めてのち三井家同族会にも長く席を置いた人物であり、その履歴については、自叙伝ともいべき「奉公録」⁽¹⁾を初め「(田中)与五郎上書」⁽²⁾、「田中九右衛門宛辞令書」⁽³⁾などにより細かく知ることができる。これらはいずれも九右衛門の子息与五郎によってまとめられたものである。

田中九右衛門は天保一四年（一八四三）一月、江戸本町一丁目に生まれ、幼名を伊三吉といった。一一才の時浅草藏前の札差

大口屋鈴木源七方へ見習奉公に出たが、主家の衰退により解雇され、一時小道具類を商ったが続かず、しばらく金座役所に勤めたという。万延元年（一八六〇）数え歳一八才の時田中家四代目九右衛門を襲名し、次いで三井江戸両替店に出勤した。第一回目の「経歴談」中には、生家が三井両替店から借金をしたことが縁となり、松島吉十郎の紹介で「雇」の身分で入ったとある。年季奉公人とは何かにつけ差があったようである。本談話筆記の本文中には重役の面前で筆記試験を受けたとあるが、幕末の三井においてこのような採用方法は現在のところ他に類例をみない。

当時江戸両替店の重役は、桜井与兵衛（勘定名代）、斎藤専蔵（後見役）の二名であった。田中が重役と記憶違いしたのは、向井七五郎を初めとする通勤支配格以下の者ばかりである。支配に永田甚七・田波義十郎、組頭に松島吉十郎、組頭格に坪司永造（初代）・長田豊次郎・脇田久三郎（二代目）と、ここまでがいわゆる名目役の顔触れであった。

田中が正式に手代として勤務についたのは慶応三年（一八六七）七月一日である。桜井は加判名代となり、斎藤（のち純造と改名）は元方掛名代見習に、向井市郎兵衛（七五郎を改め）、永田甚七が後見格になっており、支配格に辻銀藏（のち二代目斎藤専蔵）、長田豊次郎、組頭に浜路小三郎（のち三代目脇田久三郎）・宇田川林兵衛がいた。松島吉十郎はその年三月に支配役をいったん退役し、九月に通勤支配となつて大元方勤江戸御用所詰として再勤した。「奉公録」によれば田中が手代となるには、松島、永田、

向井の斡旋があったという。

維新後の明治二年三月には諸官省御用方出役を勤めた。東京大元方設立（明治四年一〇月）後の、明治五年三月には時の大元方總轄八郎右衛門高福の手をして断髪すると同時に「徳」の一字を与えられ、以後徳孝と号するようになる。そしてまた、これを機に使用人では初めてという洋服を着用し、英語を学んだり、今後の必要を見越して洋式簿記を習つたりもした。

東京両替店と東京御用所との合併（明治五年一二月）に先立つて、その年四月に大元方および各営業店使用人の諸役改正が行なわれ、田中は八月をもって連役に昇格、さらに三井家家制改革を断行する三野村利左衛門によつて、明治六年五月には家方係（七年九月地所掛となる）兼普請方心得として大元方詰の一員に加えられた。今までの名目役は廃止となり、手代九等席すなわち以前の支配役に相当する地位を得たのである。また通常業務のかたわら、明治八年八月には三井組に流れ込んだ薬舗資生堂の名義人ともなつてゐる。

さて、三井銀行における田中の役職を列記すれば、次のとおりである。

明治九年九月本店用度課

一〇年二月青森出張店副取締、翌一年一月取締に就任
一一年八月本店官金係

一二年一月本店に荷為替事務開始につきその主任となる
一四年一月八等席、本店副支配役

一四年四月貸付課長

一六年一月本店支配役

一七年一月七等席、横浜分店副元締

一〇年三月西京分店副元締、翌二一年七月元締に就任

一四年一二月大阪分店元締

一五年八月六等席、大阪支店支配人となる。

一五年一〇月本店営業課長

一六年五月本店預金係長、一一月に為替係長兼務となる

一七年一月三等席、本店貸付係長

田中の三井銀行員としての経歴は明治二七年一〇月、三井元方へ庶務課長として出向するところであり、その後書記三等、次いで二等へと進んだ。明治三三年（一九〇〇）七月一日三井家同族会事務局発足とともに、事務局の会計掛長に就任、明治三八年一〇月一日依頼解僕に至る。一年後の大正五年（一九一六）一月、多年の功労に対し、同事務局より特に年金千円を支給されることになつたが、九月一二日、心臓痙攣にて七四才で没した。

なお、田中の三井元方の在職時代の仕事に維新以来の政府御用および関与した公共事業の事跡を記した『三井家奉公履歴』（明治二九年四月）の編集があり、編集兼発行人として名を出している。明治三三年六月には、大元方の命により、さきに三井家の伝記編纂に従事していた麻田佐右衛門（明治二八年五月三井鉱山合名会社理事退後就任）の後を受けて三井家伝記取調係に就任した。この修史事業は三井家編纂室に引き継がれることとなる。旧三井

文庫員遠藤佐々喜がその事務記録に「田中氏ハ三井家編纂室ノ設ケラレタル以後ニモ議長（三井家同族会議長三井八郎右衛門高棟一引用者）ノ命ニヨツテ編纂室ノ後援トシテ屢々材料ヲ提供セラル」と記している様に、田中は退役後も編纂事業には協力を悔しまなかつた。

田中がいかに忠節なかつ信頼に足る人物であったかは、厳正にして瘤症の強いで畏怖されていた三井高喜（小石川家第七代）に氣に入られ、のち田中が子息と五郎に談話の折、「君（高喜一引用者）ノ信認ノ厚キヲ追想シ、急ニ感激ヲ表情、嗚咽涕泣」したという「上書」の記載からも伺えるところである。

談話の内容の大要は本文中の見出しをもとに項目別にすると、ほぼ以下のとおりである。

江戸両替店の採用試験

三井両替店の所在地附家屋敷の所有について

営業の状況について

為替業務 貸付 両替 入替 通貨の種類

包金

名目役名

常務役

重役及諸員

三野村改革時代

三井・三谷両家の関係

青森支店の取付

京都支店の取付

勤務時間

宿直員

夜判

金庫検査

休暇

食事賄

祈禱社参

月見蛭子講

台所行事

服制

式目誦読

幕末維新前後の世情不安と防備

△補足▽

穴蔵金について
飛脚
両替店の見せ

なお、右の内容はこの談話筆記に添えられた自筆の覚書にほぼ沿って語られているのであるが、覚書には「祈禱社参」の次に「風呂髪結」が入っている。参考までにそのメモ書を紹介しておこう。

「一 風呂髪結 風呂ハ毎日午後二時頃ヨリ時候ニヨリ隔日ニアリ、髪結場設アリ」

(樋口知子)

(1) 三井文庫所蔵史料 追二二四八。

(2) 同 右 追二二八五。

(3) 同 右 追二二四七。

(4) 「文庫編纂事務経過大要」(三井文庫所蔵)。

凡例

一、漢字、仮名ともに現行の字体を用いた。

一、読み易くするために句読点および並列点を若干つけ加えた。

一、必要に応じて遠藤佐々喜による補筆および追記を挿入した。

そのさい本文中に墨書きされた文字部分はそのまま本文へ挿入し、朱書きの部分には(朱書き)あるいは(欄外朱書き)と断り「」に入れた。但し「」はカッコの印のみ遠藤が朱書きしたものである。欄外の追記は該当する内容の末尾を入れた。

遠藤が訂正を加えた文字には左傍に△印をつけた。

一、速記抄出個所は、原本には朱の印がついており、その内容は欄外の貼紙に書かれている。(速記抄出)の文字は朱書きされているが、ここでは△印をつけ該当する内容の終りに入れ、本文と区別するためにポイントを落とした。

速記抄出部分中、翁とあるのは田中九右衛門を指し、岡は岡百世、遠は遠藤佐々喜、斎は斎藤隆三を指す。

一、紹介者のつけた注は、行間の()に入れた。

田中九右衛門翁談話筆記

(大正四年七月一日三友俱楽部
ニ於テ談話筆記)

私は万延元年初めてお店三勤めることとなり、夫より八年後慶応三年七月一日廿五歳の折、全く店員と定まり、勤務ニ就きました。即ち年こそ変れ、今日と同じ月日ニ当りますので、斯くお話を致すことは妙な因縁と存します。

私の奉公始は廿歳前後、所謂中年者から這入りましたこと故、試験を受けたので御座います。現時の試験程度と違ひ、たゞ筆記を致せばよい。手易い問題ではあります、重役席の面前へ参り、西の内全紙の上野御貨附証文を写すこと故、実ニ驚きました。その際列席の重役ハ向井、永田、斎藤、宇田川などの方々で御座いました。

前回お話を致した速記の中で、訂正すべき個条がある。松島喜右衛門とあるは吉十郎の誤です。本町一丁目の私宅を、借家とあるのも亦誤りで、三井所有の地所を借りて居た自分持家で御座います。却説順序として先づ今日は両替店の所在地よりお話を致しました。

三井両替店所在地

江戸両替店の沿革として、先づ其所在地よりお話を致します。慶応時代には江戸駿河町北側四角より四軒目と称へ、明治初年ニ第一大区第五小区駿河町四番地、尋いで日本橋区駿河町四番地と改称した。この四軒目とは通り筋の町角から家数の順であり、間数で

はない。後の改称ニ四番地とあることは一軒を一番地と定め、四軒目を四番地に宛てた為めであります。此家屋敷は沽券状に唄ふ如く、永代売渡家屋敷と定めてありました。

附

家屋敷の持主を公称で家持、私称で地主と言ひます。だから町奉行所の書立ニは『駿河町——四軒目は書添へぬ——家持三井次郎右衛門京都住宅ニ付当地支配人』とある。斯く家持某と申し地主とは決して書かぬものであります。

家有帳、『斎藤隆二家有帳』は珍重すべきもので、これを見ても昔は町ニ番地が無く、南側或ハ東側とのみ言つた事が分ります。又載せてある価格は即ち抵当価格で、御為替御用の家質ニ提供する為め記すのであります。

家質の届出は今日の登記ニ当り、名主の扱である。——名主は公示役場と見ればよい。五人組名主連印、洩れなく手続をして政府ニ納めること故、中々複雑で、一口のみニ三日を費す程、手数が入る。斯うして御勘定所へ届出づるので、沽券状を直接ニ納めるのではありません。

沽券状は有価証券ニ相当し、これが無ければ家屋敷の売買は成立たぬ。それ故家屋敷の引当には沽券状を差入れる。又沽券状を預かる証書にも『何々家屋敷何ヶ所沽券状云々』と記載するのであります。家有帳ニ入目とあるのは町入費、積立金等を含み、正味とは所得を指します。正味は自分の住む持家のこと故、家質は上らねども

参考の為め矢張り記入して置くもので

この駿河町ニ住むことは、昔は中々骨の折れたやうである。……
為替店の上田が住むで居たのも、余程以前と思はれる。私たち
は存じません。

両替店の家守は半三郎と申します。家守は名儀人でない、役目と
して公用、町内、自身番など町儀一切を差配するが、当今の差配
人の役柄とも違ふ。自身番は町總詰であつて、仮ニ町内九人居れ
ば三人宛、三日目ニ一度詰める。主人が勤められず、さりとて並
々の代人では不都合故、家守と云ふ役が入る訳です。この家守は
店使用人ではなく、一種の株である。高い株でも、百両、百五十両
程で、これを五人組が保証し、名主に届け、聽済みを請ける。即
ち名主迄の承りで、公用を足す権利を獲るので

然し京都では時として、主人が是非町儀を勤めさせらるゝことが
ある。話が逸れるが京都で小石川様や私が町勤をやつたに就いて
こんな話がある。私が明治二十年京都ニ転勤後、会議の為め上京
した節、小石川の大旦那の許へ伺ひ、種々お話をした序、私が
「京都で一番困るのは町内勤で御座います。第一待遇は悪し、席
次も尻から二番目——町内二十余人家守があり、名古屋の伊藤松
坂の仕入店が其末席です——の癖ニ費用は間口合で余分徵收され
る。何かにつけて出費が高む。さりとて早く席を逃げる訳ニも参ら
ず、厄介で御座ります。……府庁でも何處へでも勤まります。町
の方ばかりは……」と申し上けると、大旦那が「ソリヤ当然ぢや、
私も京店名前人ぢやもので、呼出されたことがある。本人丈ニ上

から」、「三番目に座つたが、然しお前ハ代人故詮ない」とお笑な
されたことがあつた。實際東京は寄会ニ主人が出席せず、差配人
の取扱のみで済む故、万事簡便であります。

文久の自火の際「駿河町富士の裾野で云々」の落首があつたが、
後年三階建の建物が出来た折にも三野村さんの反対者が「越後屋
の鯢鉾角兵衛獅子のやう、身代限まだいや／＼」などやつた。こ
のやうに三井ニ対しては昔から種々の落首がありました。

文久の自火は全然過失であります。両替店は焼けませなんだ。そ
の関係書類は残つて居る筈ですが、此際焼ニ罹つた魚河岸の連
中は大怒りで「三井を叩き壊せ、潰せ」といふ騒ぎでした。示
談が整ひ、三井から總体へ見舞金として金一万五千両、世話人二
金二千両贈つたと後日復聞を致しました。勿論年賦貸も若干有つ
たものゝ、自然消滅ニ了りました。此示談が済むと魚河岸から見
舞として、店表へ立派な板額をして呉れました。何せよ派手好き
な河岸風で建てたこと故立派のものであつた。

こんな具合で呉服店は却つて魚河岸に縁が附き、以來は河岸中お
得意と成りましたが、マア思切つた示談金を払ひ、廣告料ニ利か
した訳で御座います。

文久四年ニも此辺ニ火事があつたさうだが覚えがありません。何
しる当時はチヨイ／＼火事沙汰がありました。
一体自火は借地人ならば大騒ぎで無論立退事です。が地主は違
ふ。つまり徳義上示談ニ致すのであります。

三井の自火ではモ一つある。横浜本町の壳込店でも明治十七、八

年頃馬越恭平氏が支店長、私も勤めて居た時代に、自火を発した。店では金庫二個の外一切焼失したものゝ、幸ひ自分で一軒焼で済みました。此時も「早く板用をしろ」と店中騒ぎましたが私が「自火故二三日は遠慮するが可い、少くも東京から重役の木村さんが来らか可い」と抑へ、控へさせました。その内重役の木村さんが来られて、私の処置を非常ニ賞められ、急速近所へ詫びニ廻り、始めて板用ニ取掛りました。自火となれバ万事遠慮をせねばならぬもので御座います。⁽⁶⁾

両替店の店蔵は斎藤さんの尽力で建て直したものであります。先づ東京市内アレだけの材料を用ひ、堅固ニ建てたものはありません。今、富士見町南家表門の北寄り、崖上ニ建つ蔵がそれで、構ハ小さいが、部が檜の三尺で——二尺五寸は確ニあります——六尺打通しあつて確かりして居ります。この檜は払下品でありますて、丁度店蔵を建てる際、幕府の材木蔵ニ疵物の払下があるとのことに、大工長吉を下見ニやつた処、疵は浅い、立派ニ使へる、是非願ひなさいと勧めたので、払受けたのです。然し無論浅い疵穴があるので部を造つた次第で御座います。

中蔵は室町家邸内ニ存して居る。東室町様のお宅寄りニ建つ蔵がそれであります。この蔵は元方蔵とも称へました。元方ニ関係ある蔵故かく言ひます。私は委しく存ぜねども両替店では大元方勘定をも少しは握つて居り、其残額が常ニ若干ある。これを店の有金と別口ニ此蔵ニ保管して置いたのです。江戸元方は両替店内ニ置かれてあるが、勘定筋は凡て区別してある訳で御座います。

元蔵は当今北様ニ在ります。古いけれども、良い蔵である。始めは大切の元蔵だが、後ニは古帳簿などを積込む雜蔵として、使はるゝことに成果でました。

此外ニも蔵はいろ／＼あつた。御勤番方に附く蔵で御勤番蔵といふのが店奥ニ在つた。後川端玉章ニ払下げましたが、今ならば無

論売りはせぬ。当時は大抵売つて形をつけたもので御座います。

台所の蔵は二つあり、また向蔵として味噌蔵がありました。味噌蔵は丁度真向旧三越入口の処に在つた溝口といふ袋物屋の裏手ニ

在り、毎年醸造の味噌を三年目に食ふ時まで藏めて置く処です。

私はこれ等の蔵の終焉を何れも存じません。

また此帳面〔帳を繙く〕⁽⁷⁾ニある通り一町目の持地面は、白木屋より日本橋寄り……今西川甚兵衛店の辺ニ当ります。家質の一つであった程故、不売却の好い場所で御座います。一體家質ニ出した抱屋敷の内——廿六ヶ所、四拾ヶ所、京三ヶ所などいふ分は如何しても手を附けることが出来ませぬ。それは好い場所故売つては損になることも無論であるが、第一売却するには家質を公儀より下げる事が難題で、手続か中々面倒であります。

此外新別と名付けた抱屋敷が有ります。新しき別口の謂でこれらは儲があれば勿論 損失の無い以上は店限り隨意ニ売り得る家屋敷故 別口としたのであります。

然し坂本町の地所は兜町の一部ニ当りますが決して売払へぬ。其昔衣服御用に係る拝領地でしたが、明治初年一旦上地し、更めて払下を請けた処であります。

現時兎町の辺は三井の所有地であつて、第一銀行の敷地も賞典として賜つた処です。即ち一番地より四番地ニ至るうち一番地は二千余坪ある。これを高朗様名前で払下げ、その代金を賞典として賜つたので、その関係書類は残つて居ります。二番地も払下げ地です。三、四番地はもと小野か島田か何れかの所有であつたが、三井に移つたのであります。兎ニ角ニ一番地より四番地迄は明治当初から三井の所有であり、五、六番地の一部分が小野組所有であつた。株式取引所辺は小野組所有地であつたが、七年其閉店の際に、公売の結果三井に落つたのであります。此辺の時価ハ非常の高値であります故、買手もあるまいか、当家ニとつては決して／＼売却しては成らぬ地所の一つと存じます。

芝口店の地所は、後暫く屯所ニ貸しました。其前後——明治四五五年頃かと思ひますが、馬車屋が開店した。これが伝馬会社と同一であります歟、如何でしやう、分りません。

白銀町の抱屋敷は二丁目ニ在り、両替店の別宅連中が住んで居まして、向井も其一人で御座います。〔この時遠藤佐々喜文久絵図置を示す〕この地内ニ高津金七といふ道具屋が居て、御勤番方のお遊び場所でありましたが、それは高津が茶の湯ニ秀でゝ居つたからで、……マアお太鼓と申す側であります。

その近くに幕府用達茶屋四郎次郎宅も在った。この絵図ニ上の茶屋などの名が見えるのハ、これを指すのであります。何しろこの辺はスッカリ變つて仕舞ひました。本町辺ニせよ、昔の面影のある家は御影堂位で、それも今は人の噂にも上りません。

偽これ等御用金の延為替は上納期限が来れば無論納めるのだが御為替金を上納に役所へ出頭、……と申して簡単に済むので納人が改めて見せる要はない。金ハ金座役人、銀は銀座役人と二人宛詰めて居て扱ひます。

両替店ニは駿河町のを始め多くの抱屋敷があり、その掛ニ、家方といふ役がある。家屋敷方の略語であります。この名は明治五年頃大三野村が入社の際地所掛と改称した。地所をも取扱ふ癖ニ変な名だといふ理由です。

営業の状況

営業は為替、貸附、両替これら等を專業と致し、なほ倉庫、地所、家屋貸等を扱ひました。

為替

為替ニは延、參着の二種類がある。延とは支払ニ或る期間を定める取組で、其性質は現行の他所割引に等しい。此起原は元禄時代在坂の幕吏が江戸へ正金を輸送するに就き、途中の変を憂へ、また江戸大坂の町人も、仕入の為め互ニ大金を持つて往来することが危険、不自由であつた為めニ、それまでの正金送りを改め、為替にする方法を按出し、これを商人ニ扱はさすれば一挙両得、安全ニ差引が附くと云ふ訳で、幕府が大商人の主人手代を召出してお命じニなつた。そこで始まつたものであります。この為替の上納期限は交通不便の時代故、金高が多ければ上納を九十日、少額ならば六十日と普通猶予を許される、これは其時代を觀ても当然の事と思はれます。

夫から国庫金即ち公金の上納ニは御代官の仕出しである故、御代官手代が出張し、立会検査の上、納済の証を與れる。畢竟御年貢金は性質上御代官納めであり、此方は掛屋ニ当ることゆへ、領収証を取るのであります。

然し御為替金上納は直接扱なれば名代が行き、私共が宰領として随ふ。仕出しを了へ、御藏奉行の証印を請取ります。何れにせよ御用済まで、私たちは大手で曝されて待つて居ることなれば、厭がりました。

厭だつた仕事は猶有つた。別のことだし後年のことでもあるが、押善会即ち銀行集会所の前身ですが、これニ出勤することです。渋沢さんが喧ましく、「嘘ミヽヽ言ふので皆逃げた」と申すのは、会の模様が今と違ふ。二尺程高い所ニ、渋沢さんが構へて居る。……何時も頭で居る。次席が十五銀行、次ニ三井銀行といふ順だが、三井席の鼻つ先ニ渋沢さんか出て居る処へ、加へて次席の十五銀行が四時抜く故、店が矢鱈渋沢さんに捉まるので、……、処が店では押善会より何か問はれても、答へられぬと成つて居る。

例へば寄附金等に就いてすら、返事ニ迷ふ次第で、高野栄二郎さんの如き、外用三行く地位であるが、この会へは「今日は拠ない用事で……」などと兎角逃げ廻つて居りました。電話が元へ戻りまして、六十日また九十日の延為替で大阪から十万両送るとする。そしてこれを江戸で納めるといふ訳故、引受けた者は其間ニ処して下為替をとり利益を得なけれバつまらぬ。そこで盛ニ下為替を目論見るのですが、取組店からは多く担保付で、

これを組むのであります。

また、参看と申す方法は現行の送金と等しく、普通の為替送金、一覽払であります。この下為替もとります。

唯今下為替をとると申し上げた、その方法は、京都大坂ニは「口入」と呼ぶ仲立業者がある。店出入だけでも先づ五一七人も居りますが、これ等ニ「一つ為替を見て呉れろ」と依頼致すと、人々思ひくの得意先へ参り、為替の出入を聞く。と甲では「一つ願ひたい、五十日で」と言ふ。乙では「六十日で……」と言ふやうな注文が出る。これ等の注文を店では大概御用為替期限内の日限で引受け、為替を取組む。そこで手形が店に入る、期日になれば払込んでも来る。といふ順序で、外から持込む故これを持込と申します。然しこの持込ばかりで下為替が足りぬと、店自らか能ふ限り取組先を探し縛めねばならぬ。店では余り行らなんだが、でも私は為替取組ニ歩いたことがある。長田豊次郎さん——烈しい人でした——も歩き廻つたさうです。私が下為替を取つた皮切は伊勢町の木内と申す店でしたが、その挨拶振りはこんな調子であります。私が「為替出入は如何で……」と尋ねると、先方では「左様、一両日中ニ願ふ」とか、「日歩は?」などと聞く。私「参看……無打でも宜しいから」先方「茶の季節は未だ来月ゆへ、店の為替も来月ニ入つてでよい。なれど折角お店から来たもの故、お出合がなければ願ひませう……。無打では困るが……私「ホンの印に願ひませう」と言つた具合で決めるのです。

これは参看の方でこちらから打を出す（逆打）のですが、取組の

は中々骨が折れる。取組のボソ／＼しか出ぬ場合が、殊ニ難かしい。尤もその内京坂から延が届き、可成續る故、心配は先づ有りません。……店ニは御用、私用、貸附といろ／＼あり、夫々準備が整つて居る故、心配は無けれども、さりとて先ソ組／＼と用意を完くしてあらねバ後ニ延いて具合が悪い。それで其度毎、毎日、此成るべく出合をつけておく次第であります。

※此日歩をきく——大坂の為替景気を聞くといふことは、江戸は維新前後迄はあまり頻繁には聞けぬ故、左程厳しくない。上方とは違ひました。

※(速記抄出)

遠「日歩だけ聞いて相場の景気は聞きますか、如何です、上方はやかましいが」
翁「こちら(江戸)はやかましく云ひません、維新前後迄ハそれ二聞けませんからナ、そこへ行くと大阪ハズツと進み……」

東京で為替引受を行ひ得る本両替仲間と申すのは、御一新前後は店の外ニ竹原、中井などですが、店は細かいのは手が廻らぬゆへ断り、中井や竹原へ行かせました。中井は昔から京坂地方に関係を有して居りました。

これ等の店々は送金も取扱ふ、現時のコレスペンドントに當る。然し扱高は無論今日程ニは及んで居りませぬ。送金区域も先づ京・江戸・大坂間位。若し御用で外地へ送金の節は正送りと称へ、正金を嚴封し——糊でベタ／＼貼りつけ、容易ニ剥がれぬやうにする。二分金、小判なぞは抱合せ大きく包む——これを飛脚屋ニ

托し、送り届けたものです。勿論飛脚屋ニ対し、嚴重な約束即ち保険契約を結んで置きます。然し外地へ非常の大金を送つたことは覚えませぬ。秋田へ千両程、飛驒へ五百両程御用物を送つた事が、私の知る限りの大金輸送で御座いました。

また荷為替は維新後に砂糖のを最初と致します。

何しろ當時京坂の御用状は三日切の早飛脚が廿五両で、今の郵便料三錢ニ突合ふ訳で万事が大変の相違で御座いますヨ。

貸附

貸附ニは必ず担保を取る。担保ニは沽券状即ち地所をとる。沽券状ハ現時の有価証券に当ります。尚時として古金銀、米、大豆などの物件を取扱ふこともあります。利息は廿五両一分……百両ニ月一両即ち年一割二分と定まって居り、上り下りは一切無い。店貸附、御用貸附同一の利附であります。

貸附ニ就いて、序ニ申上げるが、御用所と両替店とは合併致したものゝ、重役同志の頭が違ひ、又営業振も両替店は確実だったが、御用所は派手で裏面に面白くない事もある、例へば島原の女郎屋への貸滞がある。と云つた具合故、従つて両方の折合がよくない。店の方で「借金を背負つたとよ」と嘲へば、御用所側は「御用を引受け、拡張するのだ」と負けぬ風です。然しこの御用とても余り無い。官金を専ら扱ふたので、海運橋の方は外務省、文部省などを毎朝五十人、横浜は裁判所、郵便局、県庁を十二、三人の手配で、各々廻りました。

貸附先は諸方面ニ亘ります。中に乾鰯問屋、米屋、通ニ目筋の

葉茶屋等がある。担保には地券即ち不動産を収め、商品は受けぬ。斯く厳しくするが海運橋の方では相手が相手ゆへ貸倒も生じました。

横浜店も亦貸塞一件で、店員総代りの大改正をやった。確か明治五年と思ふが、次郎右衛門⁽⁹⁾様、斎藤、長田豊次郎……本山次郎吉

?、私……外に田村利七⁽¹⁰⁾——が後、居残つた——が備へとして押

出すことになり、その朝材木町抱屋敷に集合し、一同汽車で参つたのですが、突然私一人は止めニなつた。それは丁度地租仰出され一件があり、地所掛の私が踏留まらねば成らぬと云ふ訳でありました。で其節私は横浜へは移らなんだが、聞く處では、横浜店は大騒動であつた。旧の使用人を皆振り出し、篤次郎⁽¹¹⁾様を本尊ニ奉つて高瀬英祐⁽¹²⁾が後を承けた。——高瀬は兩三年前故人となりました。——然るに当時田村利七が勢力を張り、横浜に在つても万台事専決です。東京へ来てすら、勢力があつた。尤もこれハ大三野村さんが悪い。早く申せば身贔負で……為めニ結句田村に横浜を取りらせ、高瀬を製茶掛として、三重刃へ貶して仕舞つたのであります。——横浜のエービー・ワットソンといふ外人等は、製茶の手合でありました。兎に角横浜では田村が成功したと称し得る。が後は全然掛けて仕舞ひました。

両替

両替とは金銀の交換、或は古金と通貨との交換を申します。店へ両替を頼みに来る者は、仲間からは随分ある。外よりは余りないが、無論来る。五百円……千円……と銀を持込んで来る。ドシ

／＼金に換へて遣りました。

此両替料は品の多少により一定せぬもので、又時々変動を生じます。世上が物騒で、貨幣の保管に入皆注意を払ふ程、金を欲しがる。店でも嵩張らぬ故これを買込む。斯かる際、金の両替料は騰貴するので御座います。

入替

入替といふことがあります、古金にせよ、古銀ニせよ、入替は面白い。殊ニ金札相庭立時代ニハ、入替が激しい。飯島喜左衛門一件の如き口が有り、中々面白い仕事でした。僅か三日や一月の短日月で出し入レする者もあり、絶えず入替がある。例へば札相場の気配で売つて見る。……或は買って見る。売る、また先を見越して買煽る。といふ調子で相場の揺れる程売買が愈々廻る。入替か益々絶えぬ。畢竟相場が動かねば思惑もなく、従つて入替が起らぬ訳であります。

夫ニ就き私が最も面白かつた時は、横浜ニ在勤中、丁度十七年ニ朝鮮騒動の為め、伊藤・井上両使節の渡鮮當時相場の暴騰した折で御座います。早く申せば貸附で、利息の入るは当然だが、當時の入替は金子を預り、且利も獲るといふ訳だから商売が面白い。例へば札一万円持参しても、洋銀五千円しか貸さぬ位にしてある故、頭金二十分余裕がある。相場が半直以上下落せねば、貸附けた店は喰込まぬ。かく貸借ニ大差をつけたてある上ニ、取立てる日歩は当方の言ふ儘で、二銭五厘……三銭……いくらと附けても立派に頬み手があります。又逆ニ洋銀一万両に対し、札五千両を貸

渡すことがある——これハ素替です——。然しかる場合でも、相場が札五千両と洋銀一萬円と直打の突合ふと云ふ訳もない。頭金を見込んでの貸附ではあるが、彼我取引すると、差引銀行が五千円だけ預かることになる。こんな手合が激しくある故、日々利子のみ二、三百円を欠かさぬ。此利子は横浜店より毎日本店へ送られるから、本店は大喜で、「出来るだけ行れ」と奨めて来る。処が反対に、二階の爺さん連は「横浜が入替で仕損じをせぬか」と心配する。斯道に最も明るい眼の今井さん⁽¹⁾などまで帳簿を調べに来て「反動が来たら覺悟があるか」と尋ねた位、疑惧して居た。——反動を虞れるが無論相場の存続する限り、仲間同志何れか一方へ寄せるから、杞憂に過ぎません。——加之私が物産会社の者ニ「銀があればいくらでも買つてやる」と戯れたことを妙に触れられた結果「横浜店では相場をやる」といふ噂が立ち、遂に今度ハ石川さんが井上静雄、笛岡一平など腕利を率みて、突然やつて來た。「店々を……横浜店から検査をするが、御苦勞でも……」と言ふので、早速二階へ招じ、差引帳始め帳簿全部を検閲させた。私は平氣のみか、却つて検査が済み、躊躇り致しましたが、然しこレラ、馬越さんを肺病と綽名した。その関係の貿易商會がバッタリ参ったから附けられたので、両君達が悪い訳ではないが、其

為め馬越さんは一時ハ万事漸々具合が悪くなつた。然し幸い利巧の人だけニそんな病氣も何時しか癒つて仕舞ました。日本銀行兌換紙幣の發行は其後の事であります。これニ就いて私は失敗つた。といふのはこんな訳です。横浜では兌換紙幣を先づ日本銀行より正金銀行に廻して配分させる。店でも正金から受取つた。この札は奇麗であり、新しくもあり、元封の儘である故、我々はよく通るが、外國商館ではどうも信用せぬ。未だ取引に受取らぬ。丁度店は六十二番の上海バンクに当座があるので、新札を持込んだが、右の次第で断られた。店も困つて、正金へ新札六千円を金と引替に遣る、そこへ折衷しく市中では兌換が出るとして相場を引落したので、正金側は評議を開き「それでは世間へ困る、三井が先立ニ交換するやうでは、横浜で兌換は發行できぬ」とあつて、その場句ハ遂々日本銀行から三井本店へ、「横浜店では故意に發行を妨げる」と交渉して来る。そこで私が本店へ呼ばれたから委細申聞を致しましたが、イヤ飛んだ馬鹿を見ました。然しこれが縁となり、正金の頭取、支配人と懇親を結び、末ニは中村道太さんの持株を始末し、正金、中村さん共に無事ニ済ませたことなぞ致しました。——中村さんは正金の株だけで五、六十万円も儲けたと噂されたが、実は廿万円程と思ふ。それとて米商會社の頭取など二就く内、相場——米や株——に手を焼き失敗に終りました。然し同氏も故人であり、且つ復聞きの事柄故、そのお含みを願ひます。

此横浜時代に職務上五分対等に交際した人々も可成ありました。一寸言ひ悪いが序だから申上げるとして、其頃世評に朝吹さん⁽²⁾、コレラ、馬越さんを肺病と綽名した。その関係の貿易商會がバッタリ参ったから附けられたので、両君達が悪い訳ではないが、其

が今は殆ど疎遠になつた。……平沼専藏さんにも拌まれて、本店へ話ををしてやつた。左右田金作もよく日歩を值切に来た。随分骨を折つて遣りましたので、「田中さん／＼」と油を掛けたものでした。半田庸太郎、今村清之助、金子政吉なども頼みニちよい／＼來た。その頃糸平が盛に相場も張り、入替もやつた人気時代でしたが、今は皆大した知名の紳士となつて居ります。

通貨の種類

慶應より明治初年に行はれた通貨は次の種類であります。金貨ハ小判、二分、一分、二朱であつて、万延吹であります。銀貨は一分と二朱とある。その一分銀ニハ新古の二種があり、古一分ハ天保吹で、小端ニ桜が鋤つてあるゆへ俗ニ桜と唱へられた。新一分は安政吹で、ヤスリ眼がある。これハ一口ニ洋銀と言はれた。共ニ取交ぜて通用致しました。一朱銀は即ちお台場と言ふもので、安政頃の吹と思ひます。又二朱銀が安政頃一寸出来た。馬鹿ニ大きな恰好であります。當時俗ニしろと申す言葉があつて、『大白』といへば一分銀、小しろと云へば一朱銀を指したもので、これに連れ、二分金を何となく中と申し、二朱金を赤と唱へたと存じます。』(大白、小白、中、赤ナドノコト遠藤ノ質問ニ答ヘラレタルモノナレド、実ハ判然セザル点アリ)

※(速記抄出)

翁「小判二分二朱これハ金……万延の……銀が一分一朱通用貨です」 遠「朱銀ハチヨツと出来ましたがな」

翁「出来ました」

岡「何時頃出来ました」

遠「安政六」

翁「馬鹿ニ大きな二朱銀で……一分銀で新古あり、古きハ桜と唱へ天下保で一見……の……これハ桜、新ハヤスリ眼、コレハ安政吹、一口ニ洋銀でつくったと、一朱銀が俗ニお台場と称へ安政でしやうな」

岡「俗ニしろ」 翁「大白が一分、小しろは一朱銀……それから二分金を何となく中と称へた」

遠「赤と書いたのは」 翁「二朱金でごわしやうかな、……それから通用銀ならねど大判丁銀豆銀、これは当時行はれて居るので安政です。此三つは通用銀でなく……」

これ等の金銀貨はあるが、少數の計算ニハ天保錢、寛永銅錢等の錢を用ひ、その補ひと致しました。

(欄外朱書)

「遠藤追記○(印)

予ハ其後ニ於テ調査スルトコロ左ノ如シ

「小白」……安政壹朱銀(お台場)

「大白」……天保一分銀

「中」

二分判(金)

真中(文政元)

草中(文政十一)

安中(安政三)

『赤』

二朱金

吉赤(天保二朱金)

新赤(万延二朱金)

又此外に大判金、丁銀、豆銀と言ふのがある。何れも安政吹であ

ります。但し通貨では無い。大判金ハ行賞、献酬ニ専ら用ひますが、身柄ニより、献上または下賜ニ金一枚とか、銀何枚とか、夫々違つたものであります。豆銀は社寺の賽錢同様ニ弄ばれた。丁銀は古くは上納銀ニ用ひられ、後ニは新金吹立の種子ニなりました。丁銀は普通一箱十貫目入であるが、主に大坂から正下しに使つたので、其際ハ百貫目乃至百貫目位送つて来ます。それは為替に組む訳ニもゆかず、又新金の種ニハ正を潰す必要のある為めであります。

——新金も安政吹小判ニ至つては金といふより銀と謂ふべきで、實に粗悪となりました。——で此正下しの丁銀が江戸店へ着くと、何時も取扱に迷惑する。第一穴藏へ下ろすに骨が折れる。其上長く場を塞がされても叶はぬ。さりとて其處等へ出し放しといふ訳ニは尚更ゆかぬ。されば忽ち納め、忽ち済ますといふやうに致すので御座いました。

【慶応三年頃三井御用所発行の拾両札は通用せなんだと思ふ。】

〔朱書〕

（此慶応德川札ノ事モ遠藤ノ質問ニ答へラレタルモノドマ、要領ヲ得ヌ点アリ）何しろ当時は政府が発行したとて、不承知で請取らぬ故仕方がない。太政官札ですら、廿九匁……二分ニも足らぬ値ニ下つた程であります。三井の兌換は先づ故障がないが、それでも一頃は困つたことがありました。と申すのは外人の手に入ると、引替ニ余る為めで御座います。元來兌換の性質上、引替の請求を拒む訳ニハゆかぬのだが、然し三井は大蔵省の命令で、兌換発行高の一割を使用し得るといふ次第で、発行を引受けた。そして代表して発行はしたが政府では引替の準備をして置いて呉れぬ。だから

「何時でも引換可申」とは頃ふものゝ、引換へる力がないので困ります。一度限りでしたが、外国人が二、三千円を引替ニ横浜から態々来た処、右の次第故、此方は拒絕する。対手はブリ／＼怒つて、玄関を靴で蹴りながら我鳴る。然も良い通弁が居らぬ故、尚更可けず、大蔵省へ名代が駆付けて話をつけたことがありますた。

※（速記抄出）

遠「慶応二三年頃三井御用所で出した十両札が通用しましたかな」

翁「しますまい」 遠「高か十万両とかいくらとか出来たでしやう」

翁「そんなにハ出来ません」 遠「写真のですか」 翁「ちがひます、

銀札でしやう」 遠「銀札で金何両となり無理押付ニ兩替屋ニやつたのです」 翁「政府で出しても取らぬのですからね、二十九匁迄

太政官札がなりました、二分ニならぬのだから」 岡「ウム……」

翁「三井の兌換ハ故障がないが、一頃ハ困つた。外国人の手ニ入ると

云々

この兌換券より新紙幣、國立銀行紙幣と次々あらたになつたが、國立銀行条例は完全ニ行はれて見えました。

包金

包金は本両替屋のものならば無事ニ取やり致して居た。即ち三井駿河町、竹原室町三丁目、中井金吹町、村七佐柄木町、村田七右エ門、井善田屋善次郎の五店の包金で、この仲間の会所は両替町ニ在りました。その外本両替仲間のもの同様ニ通用した包金は、次の両替屋……大兼よし町、安田照降町、伊勢吉呉服町、石川お成道、三谷革屋町、

田中九右衛門翁談話筆記

米平新堀……他は記憶がない……のものであります。大兼は大和屋兼三郎と申し、三井の紹介で立てられて居た。安田は安田銀行の前身であるが、其頃は極めて小店であります。

これ等の包金が金、銀座へ渡ると、時に封を切り、改めらるゝことがある。座人が見落があると睨んだ場合であつて、肉眼で一寸上側を見る丈だが、座人が悪いと言つたものは封を切ると、屹度真亦なものである。経験といふことは恐ろしいもので御座いますナ。安田の包は粗漏であつた為め、よく両座から突返されたが、何とも刃逆へぬ。愚図へ言へば畢竟己が包の通用が狭くなる訳ゆへ、止むなく宜敷御座います、代へますと詫びる次第です。店でも偶には突返され「今日は五百両の内、二つ切られた。誰が包んだ」と調べても、自体大勢で包み、稍上の者が改める位のこと故、誰がした分だか、目印も無く、不明に終ります。この包は一人日に一分銀五千両だけ包み得れば一人前……立派の腕と賞められたもので御座います。

斯様ニ包む折の見損じ外に、悪い奴が包紙を替へて掛合ニ来るこもあり、なか／＼油断が出来んので御座いました。

右申上げた両替屋の包金は世上の通用金で有りまして、公儀への通用即ち御金蔵への納金ニは、座包を以てする定であります。金貨は後藤、銀貨は常是の座包ニ限定してあつたもので、無論包紙、容函、何れも一定して居りました。

名目役名

大元代、勘定名代_{元方掛所在店の、後見、名代、通勤支配、支配役、事務を兼る}

出入番、金庫番——組頭以下平

組頭、連役、平頭、平、子供、雇席、以下台所員、親方、使出し、小使

と、斯う上下の役人が種々ある。で、慶應末年の両替店重役は大元代が欠け、勘定名代が最高であった。次ニ元方名代に斎藤純造、

脇田久三郎さんが、丁度宿入の申渡を受けた時で御座いました。

この宿入申渡に就いてはよく存ぜぬ。が、予め内沙汰があり、申渡の晚或は翌晩に宿入をするので、箱提灯を供ニ持たせてゆく。上役も誰彼といふ事なく、送つてゆく。宛然狐の嫁入で私も見て面白いと存じました。

以上通勤支配役までが、通勤即ち内宅を許され、支配役以下は店に詰切であります。但し手当は連役となれば渡されるので御座います。

(欄外朱書)

「名目役名の条、並ニ後述の重役諸員の条ハ編纂室ニ保存する実録と相違の点少からず、蓋し五十年前の古きに關すれバ翁の何時か記憶を誤られたりと覺ゆ」

常務役配

これ等の役人が扱ふ常務の役割は次のやうな手配で御座います。

一店重要事務——後見、通勤支配

一貸附為替等——支配役

一踏方調度——組頭、或ハ組頭株

一家方、地所係——組頭、連役、平

出入番、金庫番——組頭以下平

一書札方、進物方——平

書札方とは妙な唱へであるが、書記二近い。進物方を兼ねて居ます。当時小久保佐助などが掛つて居りました。

一使者番——平

一受付、雜務——平、雇員

一目録方——

以上諸役の外ニ目録方と言ふのがある。帳面の仕上げ即ち諸計算を担当する勘定方であります。この掛ハ定まつた人

が勤めるので、当時は増田林右衛門の掛であります。
重役及諸員

右様の名目役名が設けてあるが、当時の重役その他は次の如き顔触（17）であります。

備考

×死亡

○五年八月組頭

○同年同月連役
明治元年死亡

×斎藤純造

○首席
勘定名代

×向井一郎兵衛

○通勤支配

×永田甚七

○通勤支配

×斎藤專蔵

○支配役

×長田豊次郎

○支配役

×脇田久三郎

○組頭
支配役

×宇田川林兵衛

○組頭

×松井改姓
奥野芳藏

○平
○組頭

×山本改姓
杉本久次郎

○平
○組頭

×レ藤田富之助

○平より
○後組頭

×志村清次郎改
向井小右衛門

○平より
○後組頭

×高野栄次郎

○平より
○後組頭

×森田寅吉事
小久保佐助

○平より
○後組頭

×後松井与兵衛

○平より
○後組頭

×金谷直次郎事
小谷友藏

○平より
○後組頭

○笛山由三郎

○平
○後組頭

○水田清三郎

○平
○後組頭

○北岡文兵衛

○平
○後組頭

○田中九右衛門

○平
○後組頭

これにて一時休息、昼餐にうつり、また少しく憩ふ。その間翁は使用人のことより三野村の改革、三井、三谷の関係、取附遭遇などつぎくに語られたり、乃ちこの条ニ附けて録すことと為す

附
明治初年の使用人

（18）遠藤佐々喜 本両替屋判形帳を翁ニ示す。翁明治五年の条を抜き、所載の店舗使用人ニつきその苗字を教示せらる、次の如し

虎吉 高野

重太郎 松林

由之助 長田

福太郎 脇田

友藏 小谷

由三郎 笹山

富之助 藤田

榮次郎 高野

勝吉 堀田

小野は長年勢力を持続して居ただけで、使用人も六十余人を数へました。竹原は主人が変な病氣ニ難み、廢業致しました。其際孝兵衛山口、伊兵衛八代、勝蔵_{苗字を失念す}他ニ二名を三井へ雇入るゝことになりました。

大坂両替店の中井由兵衛さんが斬られたことへ覚えぬが、背ニある大きな斬疵は私も見た。屢々面会致したが、非常に精励の人で、暑中にも最後まで店に居残つた。私たちが帰り際ニ「お休みなさい」と挨拶すると、「今帰つたとて何うするの、店の方がい」と笑ふ調子です。また中々厳密の性質であつたが、それでも三野村さんは遣られました。三野村さんも少々変つた人で、或る時大阪店へ着くと碌ニ挨拶もせず、「帳面を見せろ」とて、総勘定などを調べた揚句、「中井さん、あなたはよく勤めなさるが、毎日帳面を見てこの印はなんだ……重役ぢや無シ」と捨科白で其儘ズーッと帰つて仕舞つた。……中井が見落しを捉まつたのです。サア流

石の中井さんも熱を出して、早速進退伺を出したといふことで、この後東京ニ転勤されたのです。

斯う三野村さんが極めつけた訳は、その頃東京の大元方が何彼に京大阪の店から抑へられ勝ゆへ、先方を挫けと、攻めたので御座いました。東京大元方が京阪の店ニ兎角引け手であつたことは、例へば西邑_(モ)さんが副長で、全權を握り、東京へ転じた後すら、大阪の方が気が利くと評して居た調子でありますし、また私が東京の貸附を扱つて居た際、荷為替を京阪に振出した遣り口が、先方の気ニ入らなんだ為めのでしやうか、東京の様子も視たら可からうといふので向から西村定次郎さんが来た。……私も予ね／＼いきさつを聴いて居たから、「検査的ニ視るのですか」と反問したら「イヤ、そう云ふ訳では無い」と調べを為なんだこともあります。

三野村改革時代

三野村の改革時代は一寸でも古い話を致されぬ。従つて古帳面は焼捨てる、売払ふといふ始末でした。例へば日常の帳簿類などは從来店戸棚の押入に片付けて置き、古帳類、古天秤其他の雑品は重に元蔵に仕舞つて置いたのだが、これ等の帳簿ハ帳面屋を呼んで、要不要ニ顧みず、ズタ／＼二断ち截つて仕舞つた。今では惜しく感じますが、勿論この氣風で押し通さねば三井に限らず総じて革新の実を挙げ得ぬと存じます。

かかる次第で三井ニは古い書類は少ないので、中井ニは今以て保存されてあるかも知れぬ。彼の建物は蔵廻い故、火災に罹らず、過

ぎたらうから、種々保存されて居やうが、アソコには知合がないので分りません。

夫ニ就いて想ひ起すことは、昔中井の御主人と知合となつたことあります。それは道具の会合にて発起人が斎藤銀蔵で、中井の主人の外ニ三谷斧三郎、深川辺の酒屋、それニ清水伝兵衛、私とモ一人……エ、何でも都合十二、三人の連中が道具の持寄り会を催したことから知合となつたのです。

この催はその頃の出来物、化粧品……印刷局製石鹼など……といった風の持寄りで、つまらぬことだが手ん手んに己が出品を自慢し合ふ。中井のやうな豪家の主人でも五層の高下を論ずる騒で、なか／＼の娯楽であります。

三井三谷両家の関係

この寄会仲間の三谷斧三郎も三谷三九郎一家ですが、三谷三九郎といふのは盛大のもので、自尊がありました。話が横へ逸れますがこの三谷の外に仙波、湯村など当時の豪商の終は奇妙に店と関係があつた。最初湯村が思はしくない。其地所を店で引受けると、仙波からも亦頼みこ來た。これは芝廻りニ地所が多く、且つ安値であり、受け易かつたが、然しその後ニ來た三谷のは少ないが金高は其頃で三十万円……大したものであります。この三谷家が倒産の元はお出入の長州、会津両藩へ用達てた大金が回収し得ぬためであつて、維新後華族方ニ掛合つても、藩政の事は知らぬと眺ねられる。それで貸附けた仁が皆倒れました。

この三谷は長州藩の筋合で、陸軍御用を勤めて居たが、大穴を明

けた、明治五年三月……と思ふ、油五万三千樽程を担保として四十五万円の札を借出した。⁽²⁾ 辻純一の仲介で米商會社なども連印してのことです。処が始は樽數はそれだけ有つたであらうが、或は三谷と喰合ひの者が逃げなどして、大變の手違ニ成りかけたが、米商會社で責任を負ひ、其樽數だけを纏めて担保ニ障らなくしてあつた。と申して、これを売出す訳ニ参らない。——莫大の樽数があるため相場が上らぬ。売出せばなほ下落して困ります。—— やがて若干片付くうち、陸軍側と面倒を生じたので、三谷が三井へ「助けて呉れ、財産を担保ニする」とやって来た次第です。その際私は地所掛けへ、深川の三谷の出店へ参り、担保の書抜を改めなど致しました。そこで三谷は三井ニ頼り、陸軍ニ負債を償却する。処分も蒙らず済んだが、この時から三井が代って陸軍御用を引継ぐことになつたので御座います。

さて三谷も一時はこれで凌げたが、何うも成らぬので、此方の中上川時代ニ「決算をして呉れ」と迫つて來た……これが即ち明治三十三年取附の原因で御座います。

三谷一家の言分は「三井が高価の地所を安く奪つた」といふにあります。然し三井は時価で譲受けたもの故差支ハない。且つ又直接頼込ニ來れば免ニ角話も落着したらうが……然しその内例の新聞沙汰三及び、彼の始末故、中上川さんも遂に我慢して井上さんを煩はした次第ですが、剛腹の中上川さんも流石その節は感じが強くなり、私を呼寄せて、「お前が取附を喰つたその処置を話して呉れ……何分己は始めて遇つたので……」と諂はれた。私「準備す

ると申す外ニどうもお詫の仕様がない」中「準備……有価証券としても動くのと動かぬのとあるからナ」私「私は知らぬが、ずっと前——廿四年のより——の取附騒に渋沢さんが準備を堅固ニなつたことを聞いて居ります。内乱ニなれば是非も無いが、先づ信用上別積を……」と私が答へると、「果斷の性質故、直ぐ命じて、日々本店、支店の在高を調査掛で表ニ採らせる。——後ニハ毎土曜日ニ作ることに変更しましたが——そして絶えず注意を払つた。各店有金の総高は相当の額ニ上るので御座います。

一体日本のコレスは役ニ立たぬ。少しでも銀行の噂が悪くなると、預金者はすぐ取附をさせる。また取引先は冠約束で、銀行ニ担保を入れてあれば担保一杯ニ引出し、冠が無ければ無いで、すぐ取附ニ来ると云ふ始末故、仕方が無い。……私は前後二回取附ニ遭つたが、右の訳でどうも致方がありませんでした。

青森支店取附

その一つは西南戦争当時青森の支店の取附です。現送方を本店へ急報しても利かぬ。途中の不便もあるが、肝甚の本店が必違時代であった。それに青森支店は貸附を許されぬ故、平常は余る金をドシ／＼函館支店へ廻すので、手許は常に空である。其処へ突然津軽士族の抜刀隊が出動するため、金が入用だとて取附です。——この出兵ハ津軽華族が政府の命を含み、態々勧誘ニ來たためですが、然るに前述の次第故、実⁽²⁾仕様が無い。函館支店ニは長田氏が控へて居たが、本店より船便が無い。申遣つても仕方が無い。然らバ陸送の……これも十日かかる。其上本店ニは森藤五郎、

麻田佐一平などのお勝手者揃であつた故、返事ハ「函館と相談して都合しろ」とのみである。為替と申しても……警視庁から内務省ニ上申せねばこれも取れぬ。デヤと申して表面、國庫金の預りがある、支払はぬと跳ねつけられぬ。……眞美イヤ此難場ニは困却致したが、幸の事からやつと助かつた。それは斯ういふ訳です。當時地方庁で三割迄預け越して宜しいといふ規定があつたから、早速県庁へ担保のあるだけ、全部店へ預金して貰ひたいと内願した。太田といふ会計課長は厚意を寄せて居たが、何分役所も金がない……つまり無い袖は振れぬといふ訳だ。……が、ありがたい事ニ時の令公山田秀典氏とて金子子爵夫人の嚴父が大ニ尽力して呉れた。それは県庁には官吏の積金があり、かねて伊藤善五郎と申す土地の豪家ニ預けてある。これを秘密ニ繰廻して下さることになり、眼立たぬやう、今日は百五十円、明日は百円と徐々に伊藤より引出しては此方へ別預りニ入れて下さる。——三井ニ信用ある結果ですナ——そこでこれで補つては支払をする内、やつと本店の送金が届きました。其額は忘れたが、これで無事ニ助かりました。兎ニ角明治初年店ニ預り金が無い……實際無いのを押切つて乗っ通し得たのは、全く三井の信用と其堅固の基礎ニ由ることで御座⁽²⁾ります。

京都支店の取附

またモ一つの取附は明治廿四年の京都一件でこれも大変でした。国会新聞などでも盛ニ攻撃する。改⁽³⁾新党側の六新聞も矢を揃へる。尤もその前にも拙い事を書かれた時取消したものゝ、中井三

郎兵衛さん

(23) 「ナニ遣らなくつてもよい」と頑張ったので彼の始末です。

私たちは斯様な苦い経験があるゆへ各店に若干の準備金があれば、取附騒が生じても、十分応しられると信ずるので、されば中央集権制と為るなら、万事見通して指揮せねばいけぬと思ふ……中上川さんニ準備金の必要を説いたのも、此意味で御座いますが、ものは済んだ後に、兎角ニ気がつくもので御座います。

何しろ明治の初めは三井も一時なか／＼の苦境だつたので、明治十七年頃でさへ物産会社は、支那には既に上海香港に支店があつたが、総体ニ小規模で、資本金も百万円未満ニ過ぎなんだ。だが、今は資本金二三千万円、支出額も何億を超ゆるとは、実ニ驚喜の外は無い。昔は億の数字は、寺子屋で見る位のものであつた。近年になつてさへ……何年前であつたかナ……日本は外債を一億五千万円も背負つた。大変の負債である。国家の前途憂ふべしと騒いで国民がおの／＼一口十八銭以上を支出する割で一致償却しやうとの目論見があり、私たちも林静雄などの勧誘で一人三口五口と醸金を始めた処、何時となく立消えニ終つたことがあつた。一億あまりの外債ニすらこんな騒のあつた時代と比べれば実ニ隔世の感が……夢のやうに思はれます。

勤務時間

さて話が大分散りましたが前の重役役員ニ続きます。役員始め一同の勤務時間ハ即ち営業時間のことであるが、別ニ張出した規定もなく、また問ひも致さぬが、普通午前十時より午後四時位迄で、

御用其他急務ある際は、無論臨時に夜業も致しました。

宿直員

宿直は宵番と明番とにわかれ、午前二時交代であります。宵番は支配役又ハ組頭位で、子供が附く。明番は平の若衆一人、雇人は一人、外ニ……小使がこれニ当るのであります

夜判

宿直者は銀行組織ニ変更する以前は見、廻りをすることがない。がその代り夜判といふことがあつた。それは夜十時になると門を鎖しその鍵を宿直の支配人ニ預け了ると、直ぐ小供が室々を「十時です、十時です」と触れ廻る。これは「御判です」とも言ひました。そこで店詰切の者がかはる／＼支配人の面前へゆき、各自判を押すことを夜判と申すので御座います。この定は紀州家に夜判の式があり、その辺から「大家では、為ねばならぬ」と勧められ、採り行ふことニなつたと申します。古い事ではありません。そこで判を押し「お休み」、「お休み」つて挨拶も済んで臥所ニ入るのですが、サアその後が大騒ぎで、密ツと抜出す者がある。何分多人数故どうも仕方がありません。

中ニはこんな男も居りました。名前を忘れたが、大阪辺の生れで、遊び好きであったから、小使ニすつかりつままして、戸締後、懇親を宿直から借りて明ける。拍子にその男が飛出してゆく。といふ其當で、後ニわかつた時は、流石の皆もあきれました。

（岡主任この時嘗て松島吉十郎君より当時布団ニ屑籠を押入れ、^{〔24〕}

臥したる状を裝ひて外出したるものありきと聞けり、と語る）
で、こんな連中の帰りは、翌朝です。朝九時頃迄ニ帰つて居て、
着到帳ニ判を押せば済む。然も着到帳は十一時頃迄出してあるか
ら氣楽なものです。尤も朝は万事ニ寛やかで御座いました。
然し銀行と改称の当座は監督嚴重で、出勤時間を励行し、高喜さ
んが朝九時から、チヤンと座つて居られたので、イヤどうも皆が
困りました。新聞では改正の際、斯くあるべき事と、賞めては書
かれましたがナ。

金庫検査

金庫の検査ハ、當今と違ひ極めて簡単でありました。検査日は不定
であるが、一ヶ月乃至二ヶ月目ニ支配人が一日当番となり、出入
番扱の帳簿類を調べる。即ち先づ前日の帳尻と、当日の出入とを
見る——此前日の尻は、帳合方より差出すもの故、その以前へ溯
つてまで、調査する必要がない。今でも銀行がこの法を探り、可
い事です。——それから店穴藏見世、元方穴藏中藏の在金を検査
し、出入の見競が合へば、よいのです。か、此検査ニは先づ出入
番の挙動ニ注意するといふことあります。

休暇

店の休暇は一年間甚だわづかであります。正月三ヶ日、……四日
より七日迄ハ半休十二時限、その外正・七の十六日・五節句、暑寒
の大掃除位で御座います。然し小遣錢を持たないので、店で将棋
などに遊び暮します。尤も碁将棋のあそびは、御勤番部屋では朝

からもやる。店の者も重役が帰つた後は、何時でも隨意である。
増田林右衛門などは好む道とて「今日は朝から三十六番打つた…
」などいふ豪の者がありました。

それから季節の休暇として花見、涼、顔見世芝居……この三度ニ
ハ一日宛縦合せて休暇を呉れた。当日ハ小遣を少しだが呉れる。
重役が一両、吾々が二朱だけ貰ひました。又参宮等ハ三年ニ一度
当り、二週間乃至三週間の休暇が許りました。これ等ハ公休であるが、その外私の暇として、亡き親の展墓に行
く事を願ひ得る。遠國の者ならば数日間の帰省を許されます。

食事賄

食事は平常より尻尾迄、全員朝汁つき香の物、昼一菜、香の物、
夕食香の物だけ、といふ献立で、香の物は沢庵ゆへ、「これが喰れ
ねば辛棒ハ出来ぬぞ」とよくからかはれました。

然しお三ノ日——朔日、十五日、廿八日——ニは朝ニ一品、昼ニ
魚類——刺身とか玉子焼位がつきります。又月一回酒番と唱へ、夕
餐に一寸した御馳走と酒が振舞はれ、醉態まづ差支なしといふ無
礼講がある。取分け正月の酒番ニは相当の特菜が添へられます。
この酒番の委細は笹山由三郎さんが却つてよく御存知と思ひま
す。

変った食事としては正月三ヶ日間は大抵雑煮攻で、日々特菜がつ
く。宝汁、松金豆腐なども添へられてなか／＼甘い。これ等の献
立は斎藤銀藏さんが委しく書き記して持つて居ります。

宝汁とはいろいろの菜を交せたるたのしみの多い汁です

松金豆腐とは俗ニ待兼豆腐と呼ばれ、種は昆布汁で豆腐を煮るのだが、前晚から煮立てるゆへ手数のかゝる料理法であります。その廿八日は「⁽²⁴⁾披飯」振舞と唱へ、鯛あげ、鮫鱈汁の如き定式の副食物も御座います。

毎月六日松樹院様御命日には麦飯、とろゝ汁、また十月三日の榮昌院様御命日ニは納豆汁が振舞はれる。何れもお好きであつたと云ふためであります。

納豆汁とは納豆を粉とならぬ程ニ砕き、味噌汁ニ入れる。頗る風味があります。

祈禱社参

正五九月の三昧神社祭礼ニは、被願社のこと故参詣する。從前ハ稻荷講と唱へたものがありました。

正月ニは大般若經の拝みが店ニ行はれる。浅草寺正智院とて、淺草寺より右側二軒目の寺より僧が来て經を読むので御座います。五月六日、七月十三日、十月十三日……この三日は真盛寺の法会ニ代参が行く。

この外代参の主なるものは、⁽²⁵⁾三月遠州秋葉山へ、四月日光東照宮へ……この二度の代参であります。

秋葉山へは火難除の祈禱ニゆくので二月一日発足する。私は明治二年代参を致しましたが、これが店で最終の秋葉山代参となりましたから、その折の様子を御話致して置きませう。実は其節未だ私の番では無かつたが、代参すべき仁に不幸が生し、私ニ廻つた次第であった。代参の儀式は中々厳かなもので、

先づ凡一週間前、その旨の申渡しがあり、「前々の振合を聞き、無事ニ勤めるよ」と言はれる。更ニ出發の前々夜ニなると、重役が大抵二人、代参の自分と向前に座り、改めて申渡をする、それは「此度貴方が代参をお勤めなさることとなつたが、無論火防ぎを祈禱するためであれど、類焼は時ニ止むを得ぬ。唯廣るゝことは自火である。折角祈つて防いで来るやうに。で、あらたかな神様ゆゑ、よく前任者ニ質し、大精進で果さねばならぬ」との意味で御座います。その言渡が済むと、一廉の馳走を戴きます。目下集会所ニ保管してある大益即ち出船入船と銘あるものもその時に現はれた。旅費は一定致さぬ。無論何彼に費ふ故旅費のみでは不足となるが、重役に挨拶して廻れば餞別を呉れる故、どうにか凌げるので御座います。そこで色々振合を前勤の宇田川林兵衛ニ質ねた処、「精進ばかりぢや耐るものか、下山したら森宿、掛川、後は構はぬ。ナニ代々仕来りだ」などと内幕をすつかり教えて呉れました。

道中ニは定宿がある。小田原の本陣中村屋もその一です。これ等ニはかねて貸附のあることゆゑ、宿へ着いて「今度私が代参で……」と云ふと、亭主は「イヤ御苦労で……年賦の残額は何卒お帰りニ……」と挨拶します。この年賦貸附といふことは、仮令一度の返済、高が一朱、二朱とかほんの少しそれぬが、旅行者の補金となり、又貸附のため、宿屋でも丁寧に取扱ひます。例へば私が大井川ニさしかかると、川留ニなる処でしたが、福井の方と二人で渉ることが出来た。拘欄附二人乗の台ニ乗り、五六人の川

人足に担がれて、可成深みを越したのです。これも川人足ニ羽振のよい島田金谷の問屋が定宿であつたためで、斯く定宿への貸附は、万事ニ都合の好い思付で御座いました。

月見蛭子講

月見蛭子講などニ付夫々儀式がある月見ニは店員一同發句を作れる。これは出来んでも命令的ニやらざるので随分苦しみました。蛭子講ニは御勤番方が御列席ニなる。昔はこんな事もお楽しみの一つで御座いました。

台所行事

台所の行事としては、十二月初旬味噌、搗と云ふことがある。大豆を台所の大釜でふかし、太い丸太でそれを踏み附けては——足で踏んで居ては間ニ合はぬ——幾樽も造りますが、それより豆を出

入の者に配る方が多い。で、ズン／＼遣る。すると貰ふ義理ニ大工、左官、人足、薦、誰彼一所ニ飛込んで、ヨイトナ／＼と掛け声で丸太を踏み、手伝ふと云ふ大騒動で、如何なることがあつても、味噌搗は毎年必ず行ひます。此味噌は一年中の使用分を毎年釀造致し、味噌藏ニ貯へて、順繰ニ三年以前の分を食用に供するので御座います。

十二月末には餅、搗がある。甚だ盛大ニ行はれるが、勿論沢山搗かねば到底足りません。処が御喫約令が出ると、店々御宅々皆餅搗が行はれぬ。此点は味噌搗と違ひます。例へば京都焼失の際も元方令でこれを止めたのでありました。

服制

服制は明治四、五年頃迄は励行されてあつたが、其後漸々自然二廻れて、羅紗羽織を着る者も出来ました。

當時履物ニ脛附を履くことは旦那方ニ限り、重役すら履けぬ。

薩摩下駄や日和下駄履きを普通として居たので、斎藤純造さんは第一銀行へゆくに、日和下駄を履き通したもので。洪沢さんの写真に脣附の履物を履いた所のがおありといふのは彼の方は店の者でないから構はない。然し店の者とて陰ではこれを履かぬでもない。遊びに行くには脣附でなければ気が利かぬ。といふので、出入の洗濯屋などに密つと預けて置いたものでナ、それ故三野村さんがこの中宿を全滅させにやいかぬと力んだ程で、想へばまるで夢のやうで御座います。

式目誦読

式目を読み聴かす式は、私の在勤中或は一、二度あつたかと思ふ位です。兔ニ角慶応迄は執行されたが、何分時世ニ適はぬ文句もある故、読んで居られぬのでその冬遂に中止となり、其儘廢されました。

維新前後の店の事情はザット右の次第であります。この暮末——慶応三年冬頃は甚だ物騒の世の中であつて、店近くの中井、伊達の二軒に押込騒がありました。そのため店でも嚴重の防備を施しました。

この強盗一件は大騒動で、この届も「翁その写」その節の写であります。斯様ニ届ニは名主も連名である。此辺の名主は石町三丁目

ニ住む伝左衛門・山本と申す者です。名主といふものゝ管轄区域は土地ニより異同はあるが概ね五—七町の範囲で極く広くても十町を限る。店附近即ち日本橋辺を五、六町も支配すれば大した名主で御座います。

中井の強奪された金子を現価ニ換算すると十七、八万円ニも当りませう乎。尤も私の換算標準は物価……先づ衣食住で平均を視る。衣服などが割高ニ趨って居るので、例へば花色綱はその頃七十円乃至一円掘みであつたが、今は七、八円の売値であります。但シ地所家屋の賃貸は割合ニ騰貴して居りませぬが、概略目下は慶応時代に比べて十分廿倍の騰貴と見て差支ありますまい。

さて中井へ押込のあつた後、また両替町の伊達とて、金貸渡世の如うな家へも強盗が襲つた。処が伊達は中井の騒動で既ニ警戒して居たこと故、かねて万一を慮つて天保錢を千両箱ニ詰込み、真物らしく巧んだ奴をソレと強盗に渡した。だから必度その仕返しがあると附近では余計心配した。

店でも大ニ心配して先づ表を切り、夜警を始めた。長吉、元吉といふ二人が火の見ニ夜番する。店と御勤番部屋との堀ニは鳴子を取附ける。ソリヤいろ／＼の訳ニなつたもので番人も居りました。やがて表を囲つて角形の鉄棒の厚味八分から一寸程、高さ五尺位のを挿込み、人間業ではとても壊れぬやうにしつらへた。——これは三越の先ニあつた金物屋の鉄はしに作られたので御座います。

その折の事に就いて祕密のことかあつた。金庫の手仕舞は殊ニ嚴

重を要する。二つの穴蔵があるが襲はれてはならぬ。これが何よりの案じで、是非秘密の構をせねばならぬ、誰に洩れても、成らぬとて、職人ニは血判の上取掛らせるといふ程です。その穴蔵の一つは元方向藏勘定場の下のであつて、これに鍛冶仕事をする大工が二人懸つて外部を二重……中仕切に鉄柵といふ構へを作り、ヨシ外側が壊れても、中で拒ぐやうにして、且つまた光線の洩れぬやうにと厳重に仕組んだ。……店ニはこの外ニツ蔵があるがこれは破壊されても、詮ないと覺悟して居りました。それから、モ一つの分は隣り地の押司蔵——押司栄造の住んで居た所の蔵——の床下を掘つたので、穴蔵と申しても大切で、上に石蓋を敷詰めである。堅固の設であります。ここへ金子をいくら運び入れたか私は存じませんが、一同寝静つた真夜中に運んだので、その事すら重役と、御相談ニ与つた私位の外ニは、誰も知りません。ただ金が無くなつた。深川へでも移したの乎、時節柄尤だ、位ニ思つて居つたらう。誰も口までニは出しませんでした。斯く祕密ニ処理した訳は店の者ニは間違も無いが、小使など軽い者から、ヒヨツと洩れないとも限らぬためであります。……斯かる秘密の事件を私が洩したのは今日……唯今が始めてですが、全々世界が変つた現時の事故障りないと存じ、打明けるので御座います。

で、この中井・伊達乱入の當時を暗黒時代と申さうなら、今日はかかるみへ飛出した感がある。例へば町木戸を取除けた当座は町の繰りがつくまいに、よいのかなと万事斯う思ふ種ばかりであつた。この木戸は暮六ツ……大抵日没に戸を開す。見附でも同時刻

人夫が寄つて締める。見附や町木戸の締りは斯うついても政府の締りは行届かぬ。一口に申せば安眠が出来ぬ時代で御座いました。不眠……に就いて想起したが、私が高喜様の護衛になつたことがあります。高喜様ハ瘤が強い上、時節柄碌々眠られぬためあります。ですが、私が召されたのは如何なる理由か、……マア羹度胸があるとでも思はれたのでしやうナ。慶応三年九月三日、永田甚七さんが私を呼ばれ、永「彼の通りの御気質ゆへ、夜もお眠りがない。端が心配して伺ふと『御居間の側へ九右衛門を寄越せ』と仰しやつた。今晚からお次の間へ臥せるやうに」私「承知致しました。が、二三日御猶予を」永「イヤ何の猶予もあるまい」と切突かれた。永田も高喜様に劣らぬ気短なのです。

私も詮方なく「実は今晚——その慶応三年九月三日ですよ——妻を娶るので……」と白状したので、永田さんも「ヤそれは目出度い、そんなら構はん。然し旦那ニ申上げやう」と奥へ伺つてから、永「当人の都合を許して、三日でも十日でも暇をやれ、用もあらうから」とのお言葉だ。然し噂位ありそうなものだつた「私「イヤ私は身分が無いからお届をしないので」と言つた仕儀で嫁娶りが露はれて、大分方々からお祝儀を頂戴した。……既う四十九年前の昔と相成りました。

この護衛に上つた御勤番部屋と申すのは、八畳座敷と次の間と僅か二間に過ぎない。〔この時遠藤佐々喜商店⁽²⁵⁾〕この絵図は焼失以前のもの、さし絵図でありまして、概略変りませぬ。然し此図ニハ庭も附属しており、未だ可いので、一頃……明治六年と思ひます

が、御勤番の高喜様が中蔵の二階に窮屈を忍ぶ破目二なつたこともあつた。それは御用所と店との合併で、多人数寄り合ひ手狭のため、遠慮のない三野村さんが「旦那を外ニ追出して仕舞へ」と申す。高喜様も「皆が困るならおれは何処へでもゆく。中蔵の一階が明いて居るから、其処へゆく」と移られて、お部屋は遂々食堂と変つた。奴がこの蔵ハ押入附八畳敷であるが西一窓で蒸暑い。私が普請掛兼務の折ゆゑ、御相談の上柱を片抜きにして裏窓を明けることに計ひますと、「此奴はよく成了た」と大層およろこびでした。斯様に両替店の御勤番方は、實に手狭の場所ニ不自由至極ニ過してお出なされた。

これと違ひ呉服店の御勤番方ニは広い座敷を幾間も持たれた故、先づ御氣楽であられました。

さて話が前ニ戻りますが、物騒の世情故何時如何なる事に成行くやも知れぬとて、店員それ／＼用意金を渡されました。私も金三両を貰つた。兎角する内幸に静謐ニ復したので、「サアこれは返却せにやならぬ」と言ふ者もあつたが……「ナニ構やせん」とナ、……既う疾ニ使ひ切つた奴も居る始末で、話は愚図ぐニ消えました。

然し兎ニ角上野戦争の折、一度立退騒がありました。其頃は夜警を順番にするのですが、店は六、七人しか居らぬ故、二日乃至三日目ニは直ぐ番が来る。それニ私は下つ端の巡回ですから人が厭かる事もしてやるもの故、よく代理の夜番も頼まれました。丁度上野戦争の前夜も私の泊りがありました。実ハ其前夜も私が

勤めたのですが、当番の男が私より一枚上で、……病人が宅一二あるからとかナンとか言つて頼むので、承知した訳です。この上野戦争ニ就いてはかねぐ／＼内情の探れるやう、筋々ニ内願をしてあつたのですが、「丁度夜九時頃某所から使で状を届けた。早速抜くと「今夜始める、用意しろ」とある……常の宿直なら午前二時交代で、寝るべしだが、サアそれどころで無い、永田さんなぞが「なんでも中蔵へ詰めろ」と命ずる。焼けても助からうと藏を二重ニ砂詰にする。万事かねての手配通り、事運んだが、夜氣沈々、音もせぬ、静だ、寂しい。「戦ハ始まらぬ」など話して居ると、愈々やり出した。「ソレ旦那のお立退き、小僧も立退け」と芳屋林留右エ門の扇橋の別荘へ退かせました。今この地面はあれど旧時の建物は無い——店の者は動きません。お見舞として交代ニ伺つた位ニ止まります。

さて上野が焼ける。明方から始ましたが、「どうだらう、見てへもんだ」ととう／＼翌日出掛けました。未だ戦死も片付かず、所々ニある。見物人は群つて居る。彰義隊の逃げた後故、すん／＼ゆけます。だが余り奥へも参らず、車阪の辺ニ知合の老婆を見舞ふと、別条が無い。戦争があつたさうだ位の呑氣さです。それより浅草へ廻り、帰途浅草見附へ掛ると却つてこゝが嚴重で、官軍がツケ竹に賊の首級を二つ載せてありました。

此暴動は与力、同心の力では鎮め得ず、遂に町奉行出馬といふ例外な戒厳令を布いたのだが、未だ治め切れず、酒井左衛門尉、尋いで田安大納言が市中取締を命ぜられ、始めて圧附ける事ニなりましたのです。こんな次第で世上の変遷は何事ニあれ吃驚するのみで御座います。

本日お話をすべきことは、大要以上のことで尽きました。三井組の仕事は公用が多く、両替店の業務と少々違ふこと故、追つて改めてお話を致しませう。此外当時秘密と致したこともあるが、昔は秘密となれば決して書類に残さぬ。帳簿には普通定例の記事のみであります故、却つて大事の事柄が今ニなると、くるしんだとか、滑稽だつたとか言ふことがあれば回想し易いが、左も無ければ自然分らなくなる。事務局ニ勤めて居つた頃、物産会社の宮本さんに書いて上げたものもあつたが大分略してありました。これ等も何れ考へ出してお話をすることに致しました。（終）

△補足▽

○金ハどこへ仕乗して居きましたか

穴蔵で有りました。その穴蔵は見世蔵の方が二間四面程、中蔵の方が二間ニ九尺程でした。何れも梯子が有つて降りてゆくのです。現金ハ皆こゝに始末して置くのです。

穴蔵の上を覆ふ畳は一種別の製法で、如何ニあけ下ろししても少しもごみの立たぬ様ニ出来て居ました。是れを先つ上げ、次ニ床戸をひきあけさて、後ニ穴蔵へ這入るといふ工合であつたのです。中へ這入つて背高き人が立つて充分上があく程

の高さがありました。

○毎日如何う云う風に金の仕來をしましたか
毎日三十万両位出シ入レするので有ります。今の様に紙幣が有りますれば何でも有りませんけれど、千両箱の三百七、八十も下に二人階子の中段ニ居てさし上げる、上から取りて運ぶ、まるで畳の上の車力をやつたのです。口で三百で有りますが、毎日々々出し入れをするのでなかゝ運動になつてよい位の騒でハ有りません。之ハうちのものばかりで有りますけれど、其外に預物なども有りますから、一間四方の金庫ハいつも一杯です。

○金銀の方ハどうでしたか

錢の方ハあまり置きません。高々十貫か十五貫位のものです。日々呴で五六十程つゝ来た日もありました。素々穴藏へハ入れませぬ。明治四、五年の頃でしたか浅草觀音の賽錢を持ち込まれ、カマスで元藏へしまつた事が有りました。

○飛脚

兩替に関して重要な御用は飛脚、つまり御用状、今日で云へハ通信御用と云ふやうなる事で有ります。例へバ為替御用のために城中へ出頭すると、維新前ハ殊に多かつたのですが通信御用がきつと有る。仕立御用即発送を命ぜらるゝ飛脚屋へ云つてそれ／＼手都合をするのですが、其ニハ三日切、五日切及正六の三種あります。三日切といふのは前後の二日と五日間に京なり大阪なりへ御用を届ければよろしい。之が最急行で仕立が二

十五両でした。

飛脚屋ニ京屋、江戸屋、島屋なとかあります。京都方面の書状ハ京屋及吉村へ廻はしたのです。大阪方面のは江戸屋、この他のは島屋といふ様ニ大体區別して廻はしました。例へハ御殿へ行つて御用を聞いて来ると京屋なり何処なりへ其事を云つてやると其店の若者が飛んで来る、京屋の方でハ又口がかゝると得意々々へ触れて歩いて得意をとるので有ります。之を挿込といふので有ります。一信二十五両といふ、夜の四ツ時が発送の時です。大変高い様ですけれども其のみでハ二十五両が五十両でも利益にならん、此挿込といふのが大変利益になるので有ります。

正六の方ハ前後一日を加えますと八日目に先方に届くので有ります。之ハ七両二歩で有ります。七両武歩でも挿込が大変便利なもので、飛脚屋の方でも此をひどくよろこんだものです。挿込の方ハ三歩で得意の方でも大抵此便に托したもので。三日切といふのハ滅多になく、有つても政府位のもので通信御用といた。政府の御用といふのハ随分有りましたもので通信御用と云ふのが大抵月千両にのぼつて居りました。

○御殿と申すのハ何處に御在りましたか

一幕府方ノ内情ハ常ニ奥向ニ出入スル所謂御茶坊主ニヨリテ、為換勘定所ハ先の御本丸時代ハ存じませんが、西丸になりましてはチヨイ／＼参ました。其ハ阪下門より行けば南の方、大手

門より行けバ北の方中の口よりのぼる処に在りました。こゝで机をならべて役人が控へて居られました。

○御経験の御咄を二つ願たうござりますが

一度正金を納めにゆきまして、失策をやりました事がござります。

○其時分の御資格は何でありましたか

傭で有りました。其頃ハ十一、一二より居るものでないとなかく上へのぼれませんので、私も三年ゐてもう厭気になつた事も有りまして、先輩から大に戒められた事も有りました。明治五年になりまして初めて連役といふものになりました。之迄ハ食堂にゐても小供の下にすはつて飯を喫つたのが、俄に上に着席するといふ様になり、黒き茶碗も赤い御紋の有るものになると、どうも妙な感がしました。

金の護衛をして行つて愈々金庫を開けて員数を調べねばならぬ時になつて、どうしたものが鍵が間ちがつて来てどうしても開ける事が出来ぬ。今なれば電話が有るから早速間に合ふ事も有れ、時間は一時間ほかないでの、歩いて御用所から駿河町まで帰つて行く間にハ時間が切れてしまふ、外にせんすべもないので御殿で鋸を借つてゴシ／＼箱を切り割り、金を取り出して上納しました。いやはや飛んだ失策でありまして、常なら遠慮位には御咎にならなければなりませんところを、いゝ工合にとりなして下さつて無事にすみました。

○両替店の見世

見世は幕末ニハ使用しません。表通りニ仮屏を設け、くゞり戸を開けて出入りをするといふ様な有様です。殊ニ当時物騒な世の中の事とて、毎日官金護衛として十二人づゝの兵士の出張がありました。併し実ハ此兵隊が強盗もするので、時ニ千両箱をかついて行かれた事などもありました。⁽²⁷⁾ 見世ニハ五十人、六十人位の使用人が常ニ詰めて居りました。

両替店といへは習慣上朝寝を許したもので、是れはまた非常なものでした。今の十時頃ニもならなければ一統起き揃ふといふ段ニハ参りませぬ。併し小僧共の楽しみといふハ此朝寝ばかりで、休日とても至つて少くないのです。

休日ハ正月三日及五節句です。その外ニ正月四日から七日までは半日休みですが、是れは台所と譲り合せて朝寝して十一時頃二起き出て、起き出ると共ニ昼飯の柏子木を叩かしむ。已ニ昼だといふので休みといふ有様、事實上丸休みでした。夷子講ニハ勤番様のお慰みとて、誰れも彼れも発句を作りました。いや途方もない事を言い出して笑の種を作ることも少くありません。

以上ハ店の休みですが、此外ニ店ハ休まぬが使用人の休暇といふのが別ニあります。

春の花見
夏の涼み
秋の顔見世

が即ちそれです。

取締上毎夜十時頃夜判と称し点呼がありましたか、休暇日ニハ是れがありません。是れハ殊更ニ鬱散の為めの大目ニ見たやり

かたです。店のものゝ遊ぶ吉原の取引先きハ、仲の町茶や一文字や、是れハ今でもあります。芝居茶やハ二町目の万やが行きつけです。是れは松寿院様の御供をして来たといふ由緒のあるものだといふて仲々威張つたものです。

店の宴会弘めなと多くハ芝居茶屋でやりました。さもなくは三圍の神主の家でやりました。三围ハ呉服店からハ殆ど日参でしたが、両替店の方ハさうハ参りませぬ。

呉服店てハ悉皆伊勢のものを仕ましたが、両替店の方ハ重も二江戸のものを用ゐました。日光秋葉代参の時などハ前夜大杯の御馳走があり、当日ハ早朝飯を調へ店のもの不残日本橋まで見送りするなど、仲々ニ仲間の情誼は厚かつたものです。

(1) 今井典子「大元方『家有帳』」(『三井文庫論叢』第八号) 参照。

(2) 三井高喜のこと。明治一〇年一月に家督と三郎助名前を長男の弁蔵に譲つている。

(3) 文久三年一月二三日駿河町越後屋呉服店台所より出

火、およそ二〇カ町を焼いた。そのさい支払われた弁償見舞金を曾我兄弟の名にひつかけた「駿河町富士の裾野で篝たき 表十両 裏五両」とか「駿河町富士のすそ野の大篝、仮屋のうちへ五両十両」など落首が出廻つた。

(4) 田中のいう横浜売込店とは三井物産会社横浜支店のことを指している。三井物産横浜支店は明治一八年五月七日払四時に出火、全焼した。このため横浜本町四丁目

六一番地から元浜町二丁目の中山寿郎方に仮移転し、明治一九年一二月に本町四丁目四九番地に新築落成した。馬越恭平はこの当時三井物産東京本社売買方専務兼横浜支店取締であつた。

因みに三井銀行横浜分店は、明治一七年一一月に元浜町海岸通り角から本町二丁目に移転している。

(5) 当時三井物産会社副社長。

(6) 斎藤純造のこと。

(7) 室町家一〇代三井高保のこと。高昌は父高保の計いで明治三七年三月に絶家東室町家を再興したが、高保の没した翌年の大正二年に三井籍に復した。

(8) 合併直後(明治六年三月現在)の両店出身の重役の席順は左のとおりである。() 内は大元方役

(執事役) 斎藤純造—東京両替店

() () 三野村利左衛門—東京御用所

(後見役) 永田甚七—東京両替店

元締役 向井一郎兵衛—東京両替店

改役 森藤五郎—東京御用所

会計役 麻田左二平—東京両替店

斎藤專藏—東京両替店

今井友五郎—東京御用所

西田善助—東京御用所

初役 脇田久三郎—東京両替店

三野村利助—東京御用所

笹山豊平—東京御用所

〔自明治五年至同八年等席人員調書〕三井文庫所蔵史料

会計役 斎藤專藏
初役 脇田久三郎
支配役 藤田富之助

本五二七による)。

(9) 北家九代高朗のこと。

(10) 明治五年四月より横浜御用所組頭、六年五月に手代八

等席となる。

(11) 鳥居坂三井家(現松坂北家)第六代高潔のこと。明治

四年五月より横浜勤番役に就いている。

(12) 明治五年四月より横浜御用所組頭、六年五月に手代七

等となる。

(13) 今井友五郎、三井銀行監事。

(14) 石川良平、三井銀行監事。

(15) 両替店の場合、平から組頭格に昇るのが通例であり、

連役は明治五年四月の改制のさいに加えられたものと思

われる。注(27)と比較参照されたい。

(16) 二代目斎藤專藏が、通勤支配になるのは明治三年九月

であり、三代目脇田久三郎は明治四年七月に通勤支配となる。

(17) 参考までに明治五年九月現在の東京両替店の人員構成を記す。

元締 向井一郎兵衛
御用所詰会計役 麻田左二平

組頭役 小谷友藏
 笹山由三郎
 田村磯五郎
 連役 田中九右衛門

組頭退役雇
 増田林右衛門

以下平五名、初元四名、子供七名、雇八名、台所親方上
番下男共六名、雇下男五名である(〔自明治五年至八年等
席人員調書〕三井文庫所蔵史料 本五二七による)。
なお、桜井与兵衛は明治二年七月一日に死亡、長田豊次
郎および宇田川林兵衛は同年一〇月一四日にそれぞれ支
配、支配格にて退職している。松井芳蔵は明治五年九月
は換座の支配役、杉本久次郎は大坂為換座支配役であ
り、遠藤佐々喜の指摘のとおり、かなりの記憶違いがあ

られる。

明治十六年十二月廿五日

三谷斧三郎印

(18) 三井文庫所蔵史料 本七二。
(19) 明治一一年一月二十四日副長に就任、その後明治一五年

一〇月四日、日本銀行理事に転任した三野村利助に代わり、三井銀行総長代理副長を務める。

(20) 大阪一等分店取締。
(21) 「奉公録」に左のようにある。

一明治六年一月廿三日日本橋本革屋町三谷三九郎水油五
万四千式百拾樽抵当トシテ金四拾五万両（太政官札）
貸渡

三野村利左衛門氏扱

三谷ハ市内ニテモ其ノ当时大商家ニテ三谷風ト迄謳ワ
レタリシト、然ルニ漸々衰微、明治十六年其ノ継嗣斧
三郎ヨリ左ノ如キ嘆願書ヲ出スニ至ル、當時九右衛門
ハ支配役ヲ勤メ其ノ貸金取立ニ神田淡路町自宅取出
向シタリ

神田区淡路町壱丁目堺番地ニ有之候土蔵二ヶ所

家屋壳ヶ所

右ヲ抵当トシテ金五千五百円押借仕難有當暮内入金上
納仕度ト種々心配仕候得共、何分届兼候故以書面相
願候儀ハ、來一月ヨリ利足金ノ内ヘ月々金拾三円ツ
、相納、五月迄ニハ右家屋壳払元利共無相違皆洛可
仕候間、其迄日延御猶予成被下候様歎願仕候也

三井組貸附方御中

(22) この京都分店取付事件は「九右衛門勤務中最大ノ重難
事」として「上書」および「奉公録」に顧木が詳しい。

(23) 三井銀行副長中井三平のこと。

(24) 二代目松島吉十郎のこと、明治四年から御用所に勤務
した。

(25) 「奉公録」では明治六年となつてゐる。

(26) 三井文庫所蔵史料 続一五四五。

(27) 江戸両替店は大元方宛に慶応二年一月の近火のさ
い、店員総力をあげて類火を免れたことにつき、太儀料
あるいは別宅への合力料を書き出したものを提出してい
る。それによると江戸両替店の使用人は

加判名代一名、勘定名代一名、後見格一名、通勤支配
役二名、支配役一名、組頭役二名、組頭格二名、組頭
日勤雇二名、平頭中登り以上三名、平同以下四名、平
二名、初元三名、角前髪二名、子供五名、家守役店日
勤三名、台所親方一名、台所上番一名、同角前髪一
名、同子供一名、台所出入方四名、同日雇四名、部屋
男五名、飯焚一名、御草履取一名、髪結一名、同弟子
一名

と内訳けされる。ほかに勤番同苗付が二名いる。草履取

も勅番同苗に付くものである(「永要録」三井文庫所蔵
史料 本一一〇による)。